

令和4年度 新潟県介護DX推進事業 介護ロボット導入支援補助金募集要項 (2次募集)

1 事業の目的

介護ロボットの試用的な導入を支援することにより、介護ロボットの本格的な導入を促進し、介護従事者の負担軽減を図るとともに、介護従事者が継続して就労するための環境整備を図ります。

2 対象補助事業者

対象となる補助事業者は、次の(1)～(3)を全て満たす必要があります。

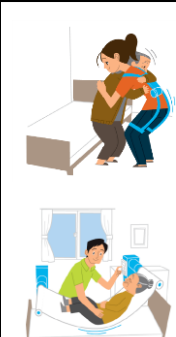





- (1) 介護保険法に基づく指定等を受けている事業所であること。
- (2) 県内に所在する事業所であること。
- (3) 県から補助を受けて介護ロボットを導入した実績がない事業所であること。

3 補助対象となる介護ロボット

次の(1)～(3)の全てを満たす介護ロボットです。

(1) 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットです。

①移乗介護	②移動支援	③排泄支援	④見守り・コミュニケーション	⑤入浴支援	⑥介護業務支援
					

出典：経済産業省・厚生労働省

(2) 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットです。

- ア センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 30 年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット

(3) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入又はリース・レンタルできる状態にある介護ロボットです。

4 補助対象経費

(1) 介護ロボットの補助台数

介護ロボットの補助台数は、6 (1) で掲げる区分に該当する介護ロボットのうち、いずれか 1 台までです。

(2) 介護ロボットの導入に伴う経費

介護ロボットの購入に必要な備品購入費、当該年度のリース又はレンタルに係る使用料及び賃借料、介護ロボットの初期設定に係る役務費が対象です。

(3) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

交付要綱で定める補助事業で見守り機器を導入する場合、当該見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次のいずれかを対象とします。

ア Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など。）

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）

5 補助の対象にならないもの

(1) 介護ロボットの機器のメンテナンス費用、配送料、保険料

(2) インターネット接続のための通信機器費用又はインターネット回線使用料等の通信費（4 (2) に該当するものを除きます。）

(3) その他、本事業として適当とは認められない費用

6 補助金の交付額

(1) 介護ロボットの導入に伴う経費

補助対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じた額（千円未満切捨て）と、次の表

の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とします。

区分	基準額
①移乗支援又は入浴支援の場面において使用される介護ロボット	100万円
②見守り支援の場面において使用される見守りセンサー付きベッド (センサーが内蔵されているものを含む)	10万円
③上記以外	30万円

例：「③上記以外」に該当する介護ロボットを導入

機器 A (価格等 70 万円) の場合 ⇒ 30 万円

機器 B (価格等 16 万円) の場合 ⇒ 16 万円 × 1 / 2 = 8 万円

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

1 事業所につき、補助対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じた額 (千円未満切捨て) と、150 万円を比較して、少ない方の額を補助額とします。

7 補助金申請の流れ

	…補助事業者	…新潟県
1 見積依頼	<ul style="list-style-type: none"> メーカー、販売店等へ見積もりを依頼します。 交付決定前に発注・導入した介護ロボット等は、補助対象となりませんので、注意してください。 	
2 交付申請書提出	<ul style="list-style-type: none"> 各種必要な書類を準備し、県へ交付申請書一式をメールで提出します。 申請期間は、令和 4 年 10 月 3 日 (月) ~ 令和 4 年 12 月 23 日 (金) ※申請期間内であっても、予算の上限に達した場合は、受付を締め切りますのでご了承ください。 令和 5 年 3 月 31 日までに介護ロボット導入経費の支払いを完了する見込みがあることが申請条件です。 提出先は、「新潟県福祉保健部高齢福祉保健課介護人材確保係」です。 	
3 内容審査 交付決定	<ul style="list-style-type: none"> 提出された交付申請書の内容について審査し、補助金交付の要件を満たすものについて、予算の範囲内で順次交付決定を行い、文書で通知します。 交付をしない決定をした場合も、その旨を文書で通知します。 	
4 補助事業の実施 介護ロボット導入	<ul style="list-style-type: none"> 介護ロボット等を導入します。 ※事業は令和 5 年 3 月 31 日までに完了する必要があります。なお、事業完了とは、介護ロボット導入経費の支払いを完了することを指します。 日々の使用状況や介護従事者の負担軽減の効果等を記録します。 	
5 実績報告書提出	<ul style="list-style-type: none"> 各種必要な書類を準備し、県へ実績報告書一式を提出します。 提出期限は、事業完了日から起算して 30 日以内又は令和 5 年 4 月 10 日のいずれか早い日です。 	
6 額の確定 補助金支給	<ul style="list-style-type: none"> 提出された実績報告書の内容について審査し、補助金額を確定した後、文書で通知します。 補助金をご指定の口座に振り込みます。 振込先口座の名義が法人等の代表者名義でない場合、委任状が必要です。 	
7 導入効果報告	<ul style="list-style-type: none"> 導入年度を含めた 3 年度分の導入効果報告書を毎年度、県へ報告します。 提出日は別途通知します。 	

8 提出書類等

以下の書類について必要事項を記入し、メールで一式提出してください。

(1) 交付申請に必要な提出書類（申請期限：令和4年12月23日（金）まで）

No.	書類等名
1	【第1号様式】介護ロボット導入支援補助金交付申請書
2	【別紙1】介護ロボット導入計画
3	【別紙2】経費所要額調書
4	【別紙3】振込先口座登録記入表
5	【別紙4】収支予算書
6	見積書の写し
7	介護保険法に基づく指定又は許可を受けたことを証する書類の写し
8	【別紙5】誓約書
9	導入する介護ロボットのカタログなど事業内容が確認できる書類

(2) 実績報告に必要な提出書類（※1）

No.	書類等名
1	【第4号様式】介護ロボット導入支援補助金実績報告書
2	【別紙8】介護ロボット導入実績
3	【別紙9】経費所要額精算調書
4	【別紙10】収支決算書
5	契約書の写し
6	納品書の写し
7	領収書の写し
8	導入した機器の写真

（※1）事業を廃止又は中止した場合は、第5号様式を提出する必要があります。

(3) その他必要な提出書類

No.	書類等名
1	【第6号様式】消費税等仕入控除税額確定報告書（※1）
2	【別紙11】消費税等仕入控除税額集計表（※1）
3	【第7号様式】介護ロボット導入効果報告書（※2）

（※1）返還額がない場合は額の確定通知受領後速やかに、返還額がある場合は消費税の確定申告後速やかに提出してください。

（※2）提出日は別途通知します。

(4) 事業を変更する時に必要な書類

No.	書類等名
1	【第2号様式】介護ロボット導入支援補助金変更交付申請書
2	【別紙6】介護ロボット導入変更計画
3	【別紙7】経費所要額変更調書
4	【別紙4】収支予算書
5	導入する介護ロボットのカタログなど事業内容が確認できる書類

(5) 事業を廃止又は中止する時に必要な書類

No.	書類等名
1	【第3号様式】 介護ロボット導入支援補助金事業廃止（中止）承認申請書

(6) 申請様式等の入手方法

申請様式等は、下記 URL よりアクセスできる県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/202206dx.html>

(7) 申請方法

交付申請書及び添付資料を下記の宛先にメールで提出してください。

宛先：ngt040230@pref.niigata.lg.jp

※件名に【介護ロボット補助金】を記載してください。

9 留意事項

- (1) 本補助金は、介護ロボットの試用的な導入を支援するものです。
- (2) 過去に県より補助を受けて介護ロボットを導入された事業所につきましては、本補助金に申請することはできません。
- (3) 本補助金の要件に適合しない製品は、不交付決定となりますので注意してください。
- (4) リース又はレンタルの場合、導入年度のリース料等のみ補助対象となります。翌年度以降のリース料等は補助対象となりません。
- (5) 介護ロボットを導入した年度を含めた3年度分、介護従事者の負担軽減等の効果を報告していただきます。（提出日は別途通知します。）
- (6) 事業は令和5年3月31日までに完了する必要があります。なお、事業完了とは、介護ロボット導入経費の支払い完了を指します。

- (7) 補助金申請後、代表者や連絡責任者、連絡先等が変更になった場合、事業内容を変更する、又はやむを得ず申請を取り下げる場合は、速やかにご連絡ください。
- (8) 本事業の実施にあたっては、この募集要項のほか、「新潟県介護 DX 推進事業 介護ロボット導入支援補助金交付要綱」を必ずご確認ください。

申請・問合せ先

新潟県福祉保健部 高齢福祉保健課 介護人材確保係
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話 : 025-280-5272 (直通)

FAX : 025-280-5229

MAIL : ngt040230@pref.niigata.lg.jp

※お問合せは原則メールでお願いします。

【チェック表】（「交付申請書」を提出する前に、ご確認をお願いします）

確認する内容		確認欄
● 以下の1～8の書類が全てそろっていますか？		
1	【第1号様式】 介護ロボット導入支援補助金交付申請書	
2	【別紙1】 介護ロボット導入計画	
	介護ロボットは、要件を全て満たしていますか？	
	導入後 <u>3年間</u> の目標を記載していますか？	
3	【別紙2】 経費所要額調書	
	（見守り機器の導入に通信環境整備に係る経費を申請する場合） 見守り機器を同時に導入していますか？	
	（見守り機器の導入に通信環境整備に係る経費を申請する場合） 「Wi-Fi環境整備」又は「インカム導入」のいずれかとなっていますか？	
4	【別紙3】 振込先口座登録記入表	
	法人の代表名義の口座が記載されていますか？ （その他の口座を希望する場合、後ほど委任状が必要です。）	
5	【別紙4】 収支予算書	
6	見積書の写し	
7	介護保険法に基づく指定又は許可を受けたことを証する書類の写し	
	介護保険サービス事業所番号が記載されていますか？	
8	導入する介護ロボットのカタログなど事業内容が確認できる書類	